

水 土 里 ネット ちば

Chiba Prefectural Federation of Land Improvement Association



2009
SUMMER

No.284

第15回 美しい農村環境写真コンテスト 銅賞作品「虫おくりびと」

CONTENTS

口絵「地域の台所 農産物直売所『かしわで』」	
耕地課長 就任のご挨拶	1
農村振興課長 就任のご挨拶	2
土地改良区に在籍して	3
平成21年度 農業農村整備事業予算	4
平成21年度千葉県畑地かんがい地区連合会通常総会	6
平成20年度千葉県畑地かんがい地区営農改善実績審査会表彰式	7
農地有効利用支援整備事業（拡充）の概要と現在の状況	8
土地改良事業の農家負担金が3年間無利子に	9
耕作放棄地の再生・利用に向けて	10
農地法の一部改正について（概要）	12
両総地区 松潟堰のお披露目式を開催！	14
中山間地域総合整備事業 御宿地区	15
視察研修の報告	16
「揚水車図」	17

地域の台所として飛躍しています。



農産物直売所



柏市高田にある直売所「かしわで」は、平成16年5月に開店しました。店内は、通路が広く、お客様はゆったりした気分でお買い物が楽しめます。店内には、地元農家が都市化の進む中で、心を込めて生産した新鮮野菜や加工品が数多く並んでいます。

季節的に地元産が揃わないことがあった場合は、県内や近県の直売所と提携し、産地限定で直接仕入れていきますので、加工品も含めてすべて輸入農産物は使用していませんが、セールスポイントの一つとなっています。

また、田植えの体験など消費者参加型のイベントも数多く開催され、参加者からも好評を得ています。

今後も直売所「かしわで」は、地域の台所としてより一層飛躍することが期待されます。



交通のご案内 ◆常磐自動車道・柏ICより10分

〒277-0861
千葉県柏市高田100番地 / 電話：04(7141)6755
営業時間：AM9:00～PM6:00 / 定休日：毎週水曜日

耕地課長就任のご挨拶

千葉県農林水産部

耕地課長

鈴木 大作



4月28日付けの定期異動で耕地課長に就任いたしました鈴木でございます。

千葉県土地改良事業団体連合会の会員の皆様には、農業農村整備事業の推進につきまして、日ごろから御尽力を賜り、心より感謝申し上げます。

さて、国においては5月29日に「経済危機対策」として、総額約1兆円規模の農林水産関係予算を含む平成21年度補正予算が成立しました。

この中には「水田フル活用」による自給力の維持・向上の取組の加速化が重要施策の一つとして位置づけられております。本県としても、水田を有効活用して、麦・大豆等の生産と併せ飼料用米や米粉用米など新規需要米の作付の普及拡大を推進していく必要があります。

そのためには、県内にある約3万8千ヘクタールに及ぶほ場整備事業実施地区における営農計画の推進を図ることが大変重要となります。

県では、昨年に引き続き、営農計画の推進に向けた体制の整備を図るとともに、関係機関が一体となって集中的に取り組んでいくこととしています。

また、県内には、基幹的農業水利施設として、ポンプ場が237箇所、水路が1,500キロメートル以上整備され、本県農業を支える重要な基盤となっています。

一方で、耐用年数を超えた施設が半数を超えるなど、老朽化が進んでいます。

そこで、これら農業水利施設の長寿命化とライフサイクルコストの低減を図るために、平成19年度から「基幹農業水利施設ストックマネジメント事業」を導入しました。さらに、本年度からは、新たに団体営造成施設を対象とした「地域農業水利施設ストックマネジメント事業」が創設されたことから、現在県では導入のための検討を行っているところです。

今後は、既存の「土地改良施設維持管理適正化事業」と併せて、農業水利施設の適切な維持保全対策を総合的に進めてまいります。

最後に、平成21年度予算について触れさせていただきます。本年3月に知事選挙が実施されたため、当初予算は、いわゆる「骨格予算」となっていましたが、この6月議会で必要な事業費の要求を行い、前年度と同程度の予算を確保することができました。

県財政は非常に厳しい状況が続いていることから、「選択と集中」を図りながら、より効果の高い事業に取り組んでいくこととしておりますので、皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。就任の挨拶といたします。

農村振興課長就任のご挨拶

千葉県農林水産部

農村振興課長

木林 浩司



4月28日付けの定期異動で農村振興課長に就任いたしました木林でございます。日頃から、皆様には農村地域の振興にご尽力いただいておりますことに感謝申し上げます。

本県は、農業算出額全国第2位の農業県として、県内はもとより首都圏に新鮮で安全・安心な農産物を供給しています。しかし、近年農村地域では高齢化や人口の減少により農業生産活動や集落機能が低下し、耕作放棄地の増大や水路の維持管理等に支障をきたす状況となっております。

これらの対策のために、県では「耕作放棄地再生推進事業」や、「農地・水・環境保全向上対策事業」「中山間地域等直接支払交付金事業」などを行い、豊かで美しい農村地域の保全に努めているところです。

特に、耕作放棄地は、周辺農地に与える影響も大きく、農村景観を損ない、場合によれば廃棄物の不法投棄の温床にもなりかねません。県では、耕作放棄地対策協議会を設置し、地域が一体となって啓発に取り組むとともに、耕作放棄地活用応援団の募集などを行いながら、多様な担い手への集積による農地の有効利用がなされるよう取り組んでいるところです。皆様にも、ぜひご協力をお願いいたします。

また、生産基盤や生活環境の整備を進めるため「中山間地域総合整備事業」や「農業集落排水事業」などの推進も欠かせません。しかしながら、県や市町村の厳しい財政状況のなか、年々事業規模が縮小しているのが現状です。地域の将来のために、これから何をすべきかを地域の方々とともに検討していかなくてはならないと考えます。

事業推進の要である土地改良区の適正な運営は、営農や今後の地域活動を支えるためにも非常に重要ですので、組合員の皆様には一層のご尽力をいただきますようお願いいたします。

今、森田知事が進めるアクアライン800円化は、千葉県にとって大きなチャンスです。千葉県の農業や農村地域の魅力を広く知っていただくために、直売所や体験農園などのPR、農林水産業体験ツアーなどを行っているところです。興味のある方は、ぜひ千葉県のホームページをご覧ください。

農村振興課では様々な農村振興施策を行っておりますので、皆様にはご理解、ご協力をお願いするとともに、皆様のご健康とご活躍をご祈念申し上げまして就任の挨拶といたします。

土地改良区に在籍して

山武郡中央土地改良区

事務局長

石田 敏男



当土地改良区の地区は九十九里平野のほぼ中央部に位置していて、県営ほ場整備事業実施以前の耕地は、耕地整理された地域が一部あったものの、大部分の水田が狭小、不整形であり、畑地は水田中に散在していて耕作に極めて不便でした。また、用水は自然灌漑であって、排水については小排水路がほとんど無く、田越しによる排水に頼っていました。そこで、昭和45年に山武郡成東町（現山武市）を中心に1市4町1村にまたがる、4,473haを受益地とする県営大規模ほ場整備事業が計画されました。その後、当地区は米の消費構造の変化による減反政策等、農業施策の転換等によって、当初計画の大幅な変更を余議なくされ、数次の地区除外を行い修正を重ねた結果、平成元年度の竣工時地区面積は、2,870haと大きく減じはしましたが、事業実施後の耕地は、長短辺100m×30mの30aを基本に区画され、大型農業機械の導入による労力の削減が図られ、用水は水の有効利用と省力化のためパイプライン方式を採用し、新設された19カ所の揚水機場による水田への計画的な配水により、旱害への不安が軽減されました。また、排水については、大小排水路の整備に加えて排水不良区域については、排水機場を新設し、湛水による被害防止の備えとしました。

当土地改良区は、この事業で新設された土地改良施設の維持管理を主な目的として、昭和45年に設立認可を得て誕生致しました。同年より昭和54年までの間、面工事が順次行われ、全地区の換地処分が完了した平成元年までの期間は、千葉県より委託された換地事務に多くの職員が携わり、私自身も昭和53年よりその一員として換地業務にあたっていて、地区界調査等で現場に出かける機会が度々あり、山間谷津田の道路も無く、耕運機の移動を担いで行っていた地区や豪雨後は数日にわたり湛水する排水不良地区等の不便な耕作地を目のあたりにしましたが、土地改良事業は、これら地区の憂いが解消、軽減されて生産性の向上、新たな作物への選択転換等、地区農業へ与えた利益は多大でありました。土地改良区の職員として、この事業に関わり、数々の貴重な経験ができましたことは、私自身の大きな財産となっています。

地区農業の現状は、担い手不足や水稻の生産調整等、大変難しい問題もありますが、土地改良区は農業生産基盤を守り、発展させるための一翼として重要な位置にありますので、今後も役職員が共に組合員の理解と協力を得る努力を怠らず土地改良区運営に励むことは無論ですが、難題な事案に臨むにあたり、関係機関のご助力が必要な場面も多数あると思いますので、その段にはご支援、ご協力を頂けますようどうぞ宜しくお願い致します。

最後に、貴水土里ネット千葉の益々のご発展と関係各位のご活躍、ご健勝をお祈り申し上げ大変簡略ではございますが挨拶と致します。

平成21年度 農業農

平成21年度千葉県一般会計補正予算は、平成21年6月定例県議会において、議決されました。農林水産部耕地課と農村振興課が所管する主な事業の予算内訳はつぎのとおりです。

耕地課

(単位：千円)

事業名	平成20年度	平成21年度	
	事業費	事業費	地区数
<直轄事業負担金>			
国営事業(かんがい排水事業)	4,516,846	4,627,129	
<農業生産基盤整備事業>			
1 かんがい排水事業	2,392,192	2,040,692	16
かんがい排水事業(一般、基幹ストックマネジメント)	2,369,192	2,023,192	12
内訳1.かんがい排水事業(一般)	1,955,000	1,625,000	8
2.かん排(排特)	50,000		
3-1.基幹水利施設ストックマネジメント事業(法律補助)	120,000	280,000	2
3-2.基幹水利施設ストックマネジメント事業(予算補助)	186,192	76,192	1
3-3.基幹水利施設ストックマネジメント事業(ソフト)	58,000	42,000	1
県単用排水改良事業	3,000	3,000	1
団体営用排水改良事業(食の安全・安心確保基盤整備推進対策)	20,000	9,500	2
土地改良環境対策検証事業(県単)		5,000	1
2 畑地帯総合整備事業(担い手支援型)	141,000	170,000	2
3 経営体育成基盤整備事業	3,626,013	3,891,090	18
内訳1.経営体育成基盤整備事業(経営体育成等のハード事業)	3,502,000	3,775,000	18
2.地域開発関連整備事業	8,000		
3.千葉県農山漁村地域活性化事業交付金(ソフト事業、県単)	114,113	110,890	(18)
4.田園自然環境保全・再生支援事業(ソフト事業、県単)	400	400	(1)
5.高度化支援事業(ソフト事業)	1,500	4,800	(5)
4 土地改良総合整備事業	108,000	30,000	1
内訳1.県営土地改良総合整備事業(ハード事業)	5,000	30,000	1
2.地域開発関連整備事業(地域整備関連促進型)	103,000		
5 基盤整備促進事業			
小 計	6,267,205	6,131,782	37
<農村整備事業>			
6 農道整備事業(広域、環境整備、一般)	1,998,900	1,898,000	6
内訳1.広域営農団地農道整備事業	1,085,000	1,540,000	3
2.農道環境整備事業(広域)	596,900	135,000	1
3.一般農道整備事業	317,000	223,000	2
7 基幹農道整備事業	30,000	20,000	1
小 計	2,028,900	1,918,000	7
<農地等保全事業>			
8 ため池等整備事業	198,000	119,600	9
内訳1.県営ため池等整備事業	148,000	89,600	7
2.ため池等緊急整備事業(県単独)	50,000	30,000	2
9 湛水防除事業	2,310,000	2,103,000	13
10 地すべり対策事業(防止工事、県単独、災害関連緊急)	386,300	381,700	24
11 特定農業用管路等特別対策事業	300,000	400,000	1
12 災害復旧事業	341,030	341,030	
小 計	3,535,330	3,345,330	47
農業農村整備事業費 計	11,831,435	11,395,112	91
<調査・管理等>			
13 土地改良基礎調査(国・県)	46,500	46,500	(27)
14 営農改善対策基礎調査	7,533	6,233	(24)
15 農用地等集団化事業(経営体育成促進換地等調整、地形図作成)	7,313	19,800	(3)
16 土地改良施設管理事業	1,160,855	1,167,245	12
17 基幹水利施設管理事業	392,198	451,626	3
18 土地改良施設維持管理適正化事業	570,000	580,000	65
19 国営造成施設県管理費補助事業	37,325	38,759	1
20 国営造成施設管理体制整備促進事業	88,640	89,540	4
21 新農業水利システム保全対策事業	13,735		
22 土地改良換地関係費	548,113	447,849	(17)
23 水土保全強化対策事業	12,300	12,300	
調査費・管理費等 計	2,884,512	2,859,852	85
合 計	19,232,793	18,882,093	176

「千葉県畑地かんがい地区連絡協議会」としての再出発に期待！

■平成21年度千葉県畑地かんがい地区連合会通常総会■

耕地課事業計画室

千葉県畑地かんがい地区連合会は、昭和33年に畑地かんがい技術の情報交換や調査研究を目的として、「千葉県畑地かんがい地区連絡会」として発足し、畑地かんがい事業が最盛期であった昭和45年には会員数は65団体となり、「連合会」と名称を変更しました。その後も畑地かんがい地区の営農振興に努め、研修会の開催、情報交換、優良事例の発表・表彰などの各種事業を実施し、昨年11月に設立50周年を迎えました。

しかし、近年の農業を取り巻く情勢は、農産物の輸入増大等による価格の低迷、燃油・飼料等の価格変動、食の安全・安心を脅かす事件の発生、国内外の産地間競争の激化など厳しい状況におかれています。また、農村地域では、人口減少や高齢化により農業生産活動や集落機能が低下し、耕作放棄地が増大するなど、解決すべき多くの課題を抱えています。このような状況の中、連合会においても会員が減少傾向にあり、会活動の継続が難しい状況となっていました。



議事の様子

そこで連合会では、発足50周年を契機に会員の意向を尊重しながら会のあり方を全面的に見直すこととなり、「会員の要望に即した活動内容となるよう見直すとともに会員の拡大を目指す」こと、「他団体との連携を強化することで活動内容の充実と効率化を図る」ことを基本方針とし、7月13日に開催された通常総会で今後の活動方針が決定されました。

今後の活動については、林政男（八街市沖土地改良区）新会長を中心に、会員の資質向上・技術改善を目的とした研修会・研究会の他に、ニーズに合った役立つ営農情報の提供を充実させていくこととなり、会の名称は「千葉県畑地かんがい地区連絡協議会」に変更されました。



新会長あいさつ

千葉県農業の特性や優位性を活かし、厳しい競争を勝ち抜いていくためには、畑地かんがい施設等の有効活用は欠くことができません。これまで、50年にわたって積み上げてきた実績を土台として、今後とも畑地かんがい地区営農推進の牽引役として「千葉県畑地かんがい地区連絡協議会」の活発な活動が展開されるよう期待します。



畑地かんがいによる営農改善を目指して

■平成20年度千葉県畑地かんがい地区営農改善実績審査会表彰式■

耕地課事業計画室

去る7月13日、関係機関から多数の来賓を迎え、千葉県畑地かんがい地区連合会主催による「平成20年度千葉県畑地かんがい地区営農改善実績審査会表彰式」が開催されました。

昨年は7月に入ってから少雨で推移したことからほ場が非常に乾燥し、にんじんの種期にはかんがい施設が大いに活躍しました。また、8月後半からは「ゲリラ豪雨」が頻発するなど天候不順に見舞われましたが、入賞された出品物は収量・品質ともに素晴らしいものでした。

受賞者の皆様には、今後とも地域の畑地かんがい営農の指導者として、より一層のご活躍を期待いたします。

特別賞を受賞された皆さんと関係者（千葉県教育会館にて）



平成20年度営農改善実績審査会受賞者一覧

表彰種別	氏名	地区名	対象作目
千葉県知事賞	常世田 保 芳	東総用水	だいこん
千葉県農業協同組合中央会会長賞	竹 内 幸 男	八街市沖	にんじん
全国農業協同組合連合会千葉県本部長賞	菅 澤 昭 治	成田用水	かんしょ
(社)千葉県園芸協会会長賞	袴 塚 道 夫	北総東部	さといも
千葉県農業会議会長賞	宇 野 富美夫	八街市沖	にんじん
千葉県農業共済組合連合会会長理事賞	小 堀 胤 治	北総東部	ほうれん草
千葉県土地改良事業団体連合会会長賞	成 田 用 水	成田用水	団 体
千葉県畑地かんがい地区連合会会長賞	土 屋 正 己	東総用水	だいこん
千葉県畑地かんがい地区連合会会長賞	栗 原 勤	野田市福田	経営部門

農地有効利用支援整備事業（拡充）の概要と現在の状況

水土里ネット千葉 技術部

1.事業の概要

農地有効利用支援整備事業は事業期間が平成21年度から平成23年度の3年間であり、地域が目指す営農体系の実現に向け、農地や農業水利施設などの簡易な整備を国が支援することにより、食料供給力の強化を推進するべく創設されたものです。国は整備に必要な経費の1/2を助成します。

平成21年度は追加の経済対策として「経済危機対策」が決定され、本事業の制度が拡充されました。この事業は下記のいずれかの実施要件に当てはまる必要があります。

- (1) 食料供給力の強化に向けた取組を通じて、地域における営農体系が変更されること。(平成21年度～23年度要件)
- (2) 担い手への農地利用集積率が向上すること。(平成21年度～23年度要件)
- (3) 農業水利施設等の老朽化により営農の継続が確保できない状況であること。耕作放棄地の未然防止。(平成21年度のみ要件)

2.今回の拡充により・・・

平成21年度に限り、営農体系の変更とは関係なくとも、耕作放棄地となるおそれのある農地や、その周辺の農業水利施設等に係る整備もOK



施設管理の省力化のための整備もOK

ただし、担い手への農地集積率を向上させる必要があります

例：除塵機の設置



地下かんがい施設等の整備については、1箇所あたり1,000万円までOK
より広範囲にわたる整備が可能に！

整備済み

未整備



3.現在の採択申請状況（7月上旬の状況）

現在の採択予定は90（113）地区、290（367）箇所、事業費は5億1千万円（6億4千万円）であり、今後も採択申請の受付をしています。

（ ）内は9月採択予定含む

4.今後のスケジュール

今後は8月上旬ヒアリング9月上旬採択と、9月中旬ヒアリング10月下旬採択の2回の採択を予定しています。

ヒアリング希望地区は、5月に配布しました要望地区等確認表に事業主体名・地区名・受益面積・整備内容・概算数量・概算金額を記入しFAX等により申請をしてください。



〔連絡先〕
水土里ネット千葉 技術部
TEL 043-241-9981
(千葉・湯浅)
FAX 043-248-2521

土地改良事業の農家負担金が3年間無利子に

水土里ネット千葉 管理指導部

百年に一度の世界的な経済不況の中、米価の低迷、農業用燃料や農薬、肥料などの農業用資材の高騰などにより、農業所得が減少し、農業経営を圧迫していることから、土地改良事業の負担金の重圧感が高まり、すでに整備を行った地域の中には農家負担金の計画的な償還が困難になってきているところがあります。

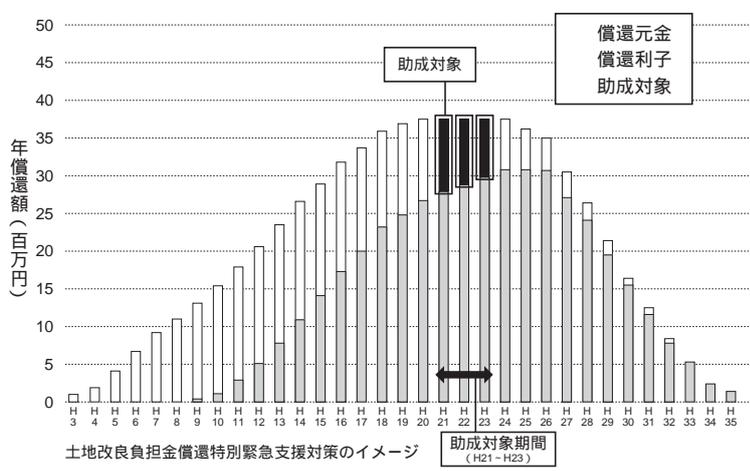
また、農業生産の最も重要な基盤である生産基盤の整備を通じて、国民に対する食料の安定供給を確保していくことが重要であり、現在はもちろんのこと将来にわたり、国民に対し食料を安定的に供給するため、担い手への農地利用集積を図り食料自給力を強化することが喫緊の課題となっています。

このため、土地改良事業等の農家負担分について、3年間にわたって無利子となるよう利子助成を行う土地改良負担金償還特別緊急支援対策を実施することにより、担い手への農地利用集積と計画的償還を一層推進します。

土地改良負担金償還特別緊急支援対策の概要

土地改良事業等の農家負担金を償還中の地区であって、償還額が一定額以上の地区で農地利用集積の増加等が見込まれる地域に対して、平成21～23年度の各年度の年償還金の利子助成を行います。

1. 事業実施主体 全国土地改良事業団体連合会
2. 助成対象地域
 - 土地改良事業等の農家負担金を償還中の地区で、以下の(1)及び(2)の要件を満たす地域に助成額を交付します。
 - (1) 農家負担金の合算総償還額が一定以上であること
 - (2) 経営所得安定対策加入者などの担い手への農地利用集積の増加等が一定割合以上見込まれること
3. 助成額
 - 平成21～23年度の各年度の年償還金の利子相当額
4. 助成対象組織
 - 土地改良区等
5. 認定の申請期限
 - 対象事業の償還を行う年度の12月末日



土地改良事業の負担金を支払っている農家の皆様へ

農家の皆様の負担金を3年間減らします。

- 土地改良事業にかかった経費のうち農家負担分には利子が発生しています。
- 今回の経済危機対策では、担い手への農地利用集積を条件として、平成21年度～平成23年度の3年間の利子が無利子になるように償還するしくみができます。
- このしくみを活用すれば、皆さんの負担金を減らすことができます。

「これは負担金が減るのかな?」
 はい、A地区では、償還する額のうち農家負担分が利子で発生していたのが、今年度は無利子で償還されます。

「負担金が少なくなるなら、もっと農地を借りて経営規模を拡大しようかな。」
 そうですね。無利子で償還されることで、経営が安定し、農地利用集積が促進される可能性があります。

「負担金の減る金額は、地域別に異なりますので、負担金を支払っている土地改良区又は市町村にお得ください!」
 ※支援を受けるためには、条件がありますので併せておねねください。

「つちも支援を受けられるし、うらやま!」
 はい、おねねください。

国土交通省 国土政策局

〔連絡先〕
 水土里ネット千葉 管理指導部
 TEL 043-241-6639
 (中村・箕箸)

耕作放棄地の再

はじめに

平成20年度に市町村・農業委員会に要請して実施した耕作放棄地に関する現地調査の結果、現状のままでは耕作できないものの、草刈り・耕起・抜根・整地や基盤整備等の手当を行うことで耕作が可能となる農地の面積は全国で14.9万ha（うち農用地区域は8.3万ha）程度と推計され、農林水産省では、荒廃した耕作放棄地の再生・利用の目標面積を概ね10万haと設定しています。

平成21年度当初予算

耕作放棄地を再生し、継続して利用していくためのポイントとしては、「引き受け手をどうするか」「土地条件はどうか」「作物をどうするか」が挙げられます。これらは独立した課題ではなく相互に関連していることから、それぞれを組み合わせ合わせた総合的な取組が必要となります。

このため、本年度からは、

- ・農地の権利を有する者の責務の明確化、農地を利用する者の確保・拡大等を内容とする農地制度の見直し
- ・繁茂した雑草・灌木の刈払・除根（荒廃の程度に応じ3又は5万円/10a交付）や土づくり（2.5万円/10aを最大2年間交付）、営農定着（2.5万円交付）、用排水施設や加工・直売所の整備（1/2）等、荒廃した農地を再生・利用する取組を支援する「耕作放棄地再生利用緊急対策」
- ・水田フル活用に向けて大豆・麦・飼料作物・新規需要米の作付拡大を支援する「水田等有効活用促進交付金」や農地の面的集積等を支援する「農地確保・利用支援事業」

といった制度・予算の両面から、耕作放棄地の有効利用を推進することとしています。

平成21年度補正予算（経済危機対策）

「耕作放棄地再生利用緊急対策」については、「引き受け手」をどうするかという観点から、農業用機械の導入やハウス、果樹棚、防風・防霜施設の整備、新規就農希望者に対する研修や耕作放棄地を活用しようとする農業者への経営相談・指導。「土地条件はどうか」という観点から、荒廃が進んでおり、農業者の直営施工では再生できない場合に重機等を用いて行う再生作業。「作物をどうするか」という観点から、実証ほの設置、加工品試作や試験販売等について支援対象に加える大幅な拡充を行いました。

また、水田フル活用に向けた「需要即応型生産流通体制緊急整備事業」や農地の面的集積に向けて農地の出し手に交付金を交付する「農地集積加速化事業」が創設されています。

これらは、いずれも「農地の有効利用」を目的とし、従来にはない画期的な内容となっていますので、耕作放棄地の再生・利用に向けて、各種施策（各種補助金）を活用するよう御検討下さい。

耕作放棄地再生利用緊急対策の概要（太文字部が拡充部分）

1. 再生利用活動（貸借等により耕作放棄地を再生・利用する取組）
再生作業（障害物除去、深耕、整地、家畜による刈払等）
荒廃の程度に応じ、3万円/10a又は5万円/10a
荒廃の程度が大きく重機等を用いて行う再生作業の場合【補助率1/2】
土壌改良（肥料、有機質資材の投入、緑肥作物の栽培等）2.5万円/10a（最大2年間）
営農定着（作物の作付け）2.5万円/10a（1年間）
就農研修（農業法人等実践研修、I J Uターン等就農研修）【補助率1/2】
経営展開（経営相談、実証ほ場、加工品試作、試験販売等）【定額】
2. 施設等補完整備【補助率1/2】
用排水施設、鳥獣被害防止施設、直売所・加工施設、市民農園、農業用機械、農業用施設（ハウス、果樹棚等）の整備

農地法の一部改正

第171回国会で可決成立した「農地法等の一部を改正する法律」における農地法改正内容は下記のとおりです。

1. 法律の目的の見直し

農地法第1条の目的規定について、農地が地域における貴重な資源であること、農地を効率的に利用する耕作者による地域との調和に配慮した権利の取得を促進すること等を明確化する。

(第1条関係)

の見直しに併せ、農地について所有権、賃借権等の権利を有する者はその適正かつ効率的な利用を確保しなければならない旨の責務規定を新たに設ける。(第2条の2関係)

2. 農地転用規制の見直し

現行では国又は都道府県が病院、学校等の公共施設の設置の用に供するために行う農地転用については、許可不要とされているが、これを見直し、許可権者である都道府県知事等と協議を行う仕組みを設ける。(第4条第1項第2号及び第5項並びに第5条第1項第1号及び第4項関係)

違反転用が行われた場合において、都道府県知事等による行政代執行制度を創設するとともに、違反転用に対する罰則を強化(罰金額の引き上げ)する。(第51条第3項及び第67条関係)

農地の農業上の利用を確保するために特に必要がある場合において、農林水産大臣は、都道府県知事に対し、農地転用許可事務の適切な執行を求めることができることとする。(第59条関係)

3. 農地の権利移動規制の見直し

農地の権利移動の規制について、農地の権利を取得しようとする者が、

- ・農地のすべてを効率的に利用すること
- ・個人の場合は農作業に常時従事すること
- ・法人の場合は農業生産法人であること

という現行の許可要件を引き続き原則とした上で、次のように見直す。

農地の集団化、農作業の効率化その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがある場合には農業委員会は許可しないとの要件を新たに設ける。農業委員会のチェックを通じて、地域における農業の取組を阻害するような権利取得を排除する。

(第3条第2項第7号関係)

農地の貸借について、次の要件のすべてを満たすときは、農作業に常時従事すること(個人の場合)及び農業生産法人であること(法人の場合)の要件を課さないことができることとする。

- ・農地を適正に利用していない場合に貸借の解除をする旨の条件が契約に付されていること。
- ・地域の他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的な農業経営を行うと見込まれること。

・法人にあっては、その業務執行役員のうち一人以上の者が農業に常時従事すると認められること(第3条第3項関係)

により許可を受けた者が上記の要件を満たさなくなった場合等には、農業委員会は、勧告、許可の取消し等の措置を講じるものとする。(第3条の2関係)

農業生産法人について、農業生産法人は地域の農業者を中心とする法人であるとの基本的性格を維持した上で、出資制限を次のように見直す。

ア 農業生産法人の構成員については、法人に農地を貸している者等は議決権制限を受けないのに対して、これらの者と実態的に違いのない法人へ農作業を委託している者には議決権制限が課されている。この差を解消するため、法人へ農作業を委託している者についても、議決権制限を受けない構成員とする。(第2条第3項第2号ホ関係)

イ 関連事業者の議決権を1事業者当たり1/10以下とする制限を廃止(ただし、最大で関連事業者の議決権の合計の上限(原則1/4)まで)するとともに、農業生産法人と連携して事業を実施する一定の関連事業者(農商工連携事業者等)が構成員である場合には、関連事業者の議決権の合計の上限を最大総議決権の1/2未満までとする。(第2条第3項第2号関係)

農地の権利取得に当たっての下限面積(原則50a以上)について、地域の実情に応じ農業委員会の判断でこれを引き下げられるようにする。(第3条第2項第5号関係)

について (概要)

相続等により許可を受けることなく農地の権利を取得した者は、農業委員会にその旨を届け出なければならないものとする。(第3条の3関係)

4. 遊休農地対策の強化

遊休農地対策については、遊休農地のうち地域の農業振興を図る観点から市町村が指定したのものについて必要な措置を講ずるという現行の仕組みを、全ての遊休農地を対象とした仕組みに見直す(現行の農業経営基盤強化促進法に基づく仕組みを農地法に基づく仕組みとする)。その際、農業者等が遊休農地がある旨を申し出ることができる仕組み、所有者が判明しない遊休農地についても利用を図る措置等を新たに設ける。(第30条から第43条及び第44条関係)

5. その他

小作地の所有制限及び小作地を国が強制的に買収する措置を廃止する。

農地の賃貸借の存続期間について、民法により20年以内とされているところを50年以内とする。

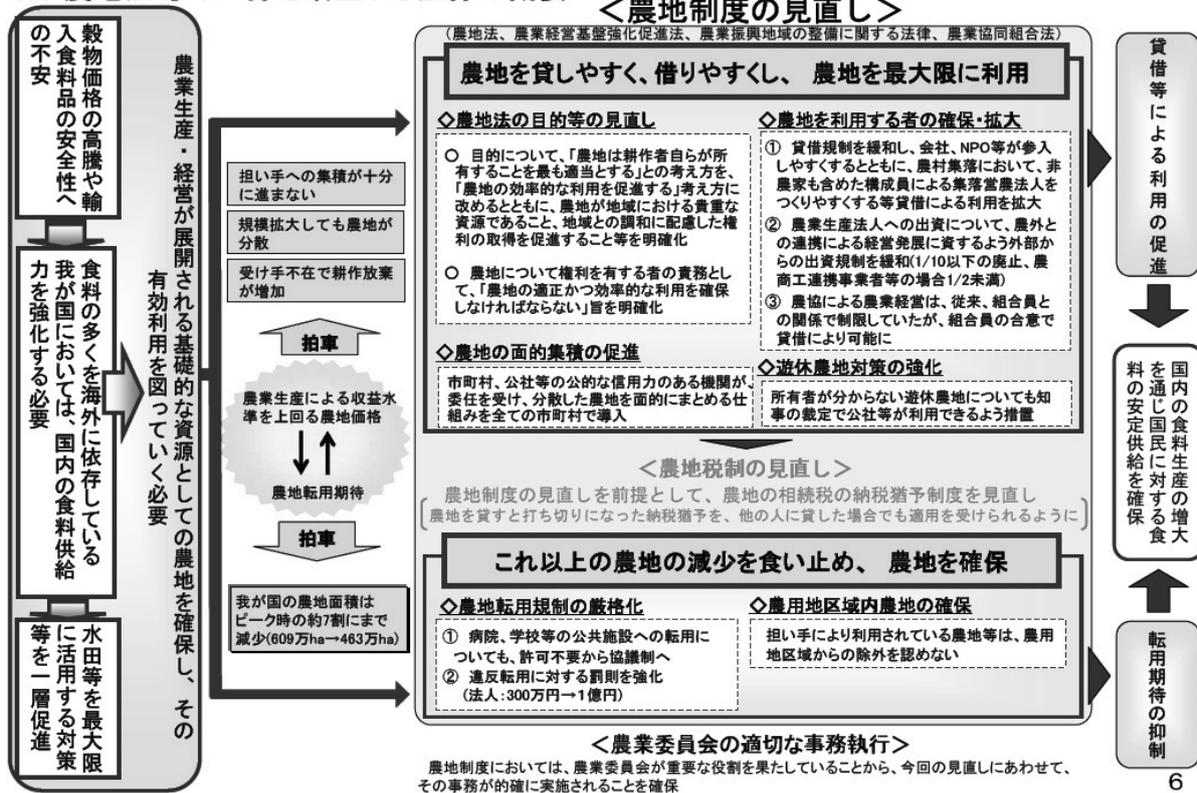
(第19条関係)

国が自作農創設のために強制的に未墾地を買収し、農家に開墾させる制度、標準小作料制度を廃止する。

「小作地」、「小作農」等の用語の見直しを行う。

詳細については、農林水産省のホームページ等で確認してください。

II. 農地法等の一部を改正する法律の概要



両総地区 松潟堰のお披露目式を開催!!

関東農政局両総農業水利事業所

去る6月21日、千葉県長生郡一宮町において、国営かんがい排水事業「両総地区」で建設した松潟堰のお披露目式を開催しました。

当日は悪天候にもかかわらず、関係3町村の首長を始め、千葉県、両総用水事業推進協議会、関係土地改良区など関係者約40人が参集しました。

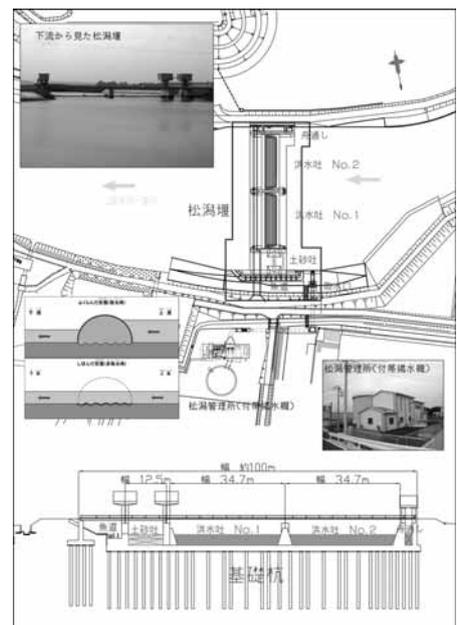
松潟堰は、一宮町、長生村並びに白子町の農地1,120haに安定的にかんがい用水を供給するための堰上げ取水施設として改築した頭首工（土砂吐1門、洪水吐2門、魚道、舟通し）で、平成20年度末に完成した松潟支線用水路とともにこの春から供用を開始しています。

お披露目式では、両総農業水利事業所の高祖所長による挨拶・経過報告、及び松潟土地改良区の森理事長、両総用水推進協議会の志賀会長（東金市長）の両名の来賓挨拶が行われました。

その後、代表によるテープカットに引き続き、松潟堰の施設紹介、ゴム引き布製起伏堰の起立の可動状況の見学を行いました。



松潟管理所前でテープカット
左から石井村長（長生村）、林町長（白子町）、森理事長（松潟土地改良区）、志賀会長（両総用水事業推進協議会）、玉川町長（一宮町）、高祖所長（国営両総事業所）



ゴム堰の起立動作を視察
（右岸上流から撮影）



右岸下流から撮影
（完成後に撮影）

今後は、改築が成った松潟堰を適正かつ十分に活用して用水を有効に利用して頂き、地域の農業の振興に結びつくことが期待されます。

新規地区
の紹介

中山間地域総合整備事業 御宿地区

夷隅農林振興センター基盤整備部

1. 地区の概要

本地区は、千葉県の東部、房総半島の南東部に位置し、東は太平洋、南西は勝浦市、北はいすみ市に隣接しています。内陸部は房総半島中央部から連なる丘陵地と、その谷津合部に小規模な谷底平野が形成されています。

この区域は農業農村関連の事業投資が過去に導入されなかったため、地形条件の厳しい山間谷津田のほとんどが耕作放棄地化しています。

農業従事者の高齢化、後継者不足も進行し、平成19年度には全耕地面積の59%を占める危機的な状況になっており、農業を持続する上で生産基盤の整備が緊急の課題となっています。

また、現況耕地は農道・用排水が未整備で、ほ場排水等の水路がないため、降雨時には雨水が水田を流れ稲の倒伏や耕土流失を誘い、耕作意欲を著しく減退させています。

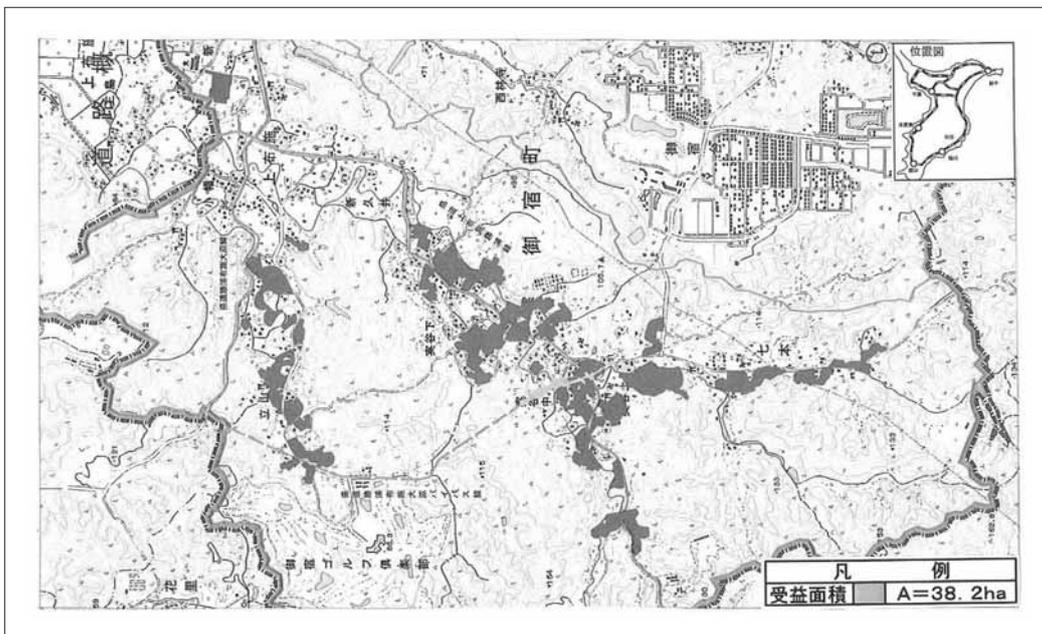
このため、本事業では短辺40m*長辺50mとなる20a標準の区画整理を行い耕作・支線道路、支線排水路等を整備します。また、用水は揚水機場とパイプラインにより加圧送水する計画です。

さらに耕地の汎用化を図るため、暗渠排水を施し、自然環境や生活環境との調和を図りながら整備する計画となっています。

2. 事業の概要

事業区域 : 御宿町上布施・実谷・七本地先
 受益面積 : A = 38.2ha
 関係改良区 : (町)ほ場整備促進協議会
 御宿地区中山間地域総合整備事業
 実行委員会
 受益者数 : 155名
 総事業費 : 1,171百万円
 工期 : 平成21年度～平成26年度
 負担割合 : 国55%、県30%、
 御宿町10% 地元5%

工事計画 :
 整地工 : A = 38.2ha
 (田31.1ha、畑7.1ha)
 道路工 : L = 9.5km
 (アスファルト舗装、砕石舗装)
 排水路工 : L = 10.3km
 (三面張水路、環境対応護岸)
 用水路工 : L = 11.1km
 (パイプライン 75～125)
 揚水機場改修 : N = 9ヶ所
 (口径 65～100mm)
 暗渠排水 : A = 21.2ha



視察研修の報告

利根川水系農業水利協議会千葉県支部

7月9日から10日にかけて総勢57名の参加により、山梨県の「笛吹川沿岸土地改良区」、埼玉県の「合角ダム」に伺い、それぞれの実施事業及び維持管理等の視察研修を実施いたしました。

1日目の山梨県山梨市に事務所のある笛吹川沿岸土地



藤木調整池と広瀬ダムからの
発電用送水管

改良区は、5市1町にまたがる笛吹川の兩岸に広がる樹園地を対象としています。笛吹川畑地かんがい事業により、広瀬ダムを水源とし、藤木調整池からほ場へと効率的な水運用ができるように整備されたエリアです。藤木調整池にある中央管理所での集中監視水管理システムにより一体的な管理が行われ、携帯電話でも状況が確認できるようになっていました。



2日目の埼玉県秩父市と小鹿野町にまたがる「合角ダム」は、平成15年に完成した重力式コンクリートダムで、集水面積は32.1k、貯水容量10,250千です。このダムは、洪水調節、河川環境の保全、上水道用水を目的としています。また、湯水時においても動植物の保護のために維持する必要量の確保や、かんがい用水、上水道のために必要な流量を確保しております。日頃の管理は、計測機器からのデータ確認の他に毎日の巡回で堤体内部にまで行き、堤体の歪みや漏水量を確認しているとのことです。



合角ダム



堤体内部へ入り、内部から漏水量の確認



今回の研修ではダム及び土地改良区の状況、取り組んでいる事業の概要等が大変参考になり、有意義な視察研修を終えることができました。この誌面をお借りして関係者の皆様方にお礼を申し上げます。

揚水車図



(いすみ市 中村英史家蔵)

房総半島の沖積平野は、隆起が著しく段丘化しているため、古来水田耕作のため河川からの用水確保に苦慮してきた。

このような土地条件からポンプの普及には著しいものがあったが、ポンプの普及以前は、板羽目堰や二五隧道、上総堀等と共に揚水水車も重要な水利技術であった。

揚水水車には「淀式水車」と「藤原式水車」の二つの形式が知られているが、特に藤原治郎吉（1842～1918）の考案による「シラベ車」が水車技術の頂点を極めたものとして著名である。

「揚水車図」は藤原治郎吉が明治11年（1878）、夷隅郡押日村（現いすみ市）に初めて水車大工として設置した水車を描いたもので、形式は「淀式水車」である。翌明治12年（1879）治郎吉は、さらに工夫をこらした「シラベ車」を市原郡鶴舞町池和田に設置し、明治14年（1881）に東京上野で開催された第2回内国勸業博覧会に池和田水車の模型とともに押日村の水車絵図も出品されたと言われており、この「揚水車図」がそれと思われる。

「揚水車図」には水車の諸元が記載されているが、後に建設された「淀式水車」と比較しても最大規模のものであったことがわかる。しかし、碑に依ると原因は不明であるが上流沿岸民

直	径：3丈6尺（10.91m）
幅	員：4尺5寸（1.36m）
流	水：広さ5尺（1.52m）深さ5寸（0.15m）水力を以て自転
水	柁：144個（1個へ3升5合入り（0.006314 ））
揚水1時間	：240回転 1,229石6斗（221.8 ）

押日水車建設は、御大典奉祝鶴沼耕地整理組合碑では明治14年とあるが、ここでは今津健治説の明治11年とした。

千葉県土地改良事業団体連合会 豊川忠幸



水土里ネットちば 284号 (平成21年7月31日発行)



発行

水土里ネット千葉 (千葉県土地改良事業団体連合会)
〒261-0002 千葉市美浜区新港249番地5
TEL.043-241-1711 / FAX.043-248-2563

印刷

株式会社ニッセイアド
〒264-0026 千葉市若葉区西都賀4-18-3
TEL.043-206-7752 / FAX.043-206-7753